

公共調達に適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

【平成 23 年度】

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法上の根拠条文・理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
電子複写機の保守（1台）	支出負担行為担当官 茂垣 栄一 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成 23 年 4 月 1 日	石井事務機株式会社 高松市松福町2丁目4番8号	平成 23 年 2 月に公募を実施した結果、応募業者が 1 社であったため、同社との随意契約を締結するものである。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	—	予定調達総額 1,870,079 円	—	0 人	単価契約
複合機の保守（1台）	支出負担行為担当官 茂垣 栄一 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成 23 年 4 月 1 日	石井事務機株式会社 高松市松福町2丁目4番8号	平成 23 年 2 月に公募を実施した結果、応募業者が 1 社であったため、同社との随意契約を締結するものである。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	—	予定調達総額 1,220,373 円	—	0 人	単価契約
事務室の借入（8階・9階分）	支出負担行為担当官 茂垣 栄一 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成 23 年 4 月 1 日	株式会社トラスティ 神奈川県横浜市南幸2丁目11番11号	8 階部分は、平成 19 年度に一般競争入札を実施し、契約したものの。9 階部分は、平成 20 年度に供給者が一に特定されるものとして、随意契約を締結したものの。 移転に伴う費用負担及び業務中断等による影響を考慮し、引き続き同社との随意契約を締結するものである。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)	—	13,164,480 円	—	0 人	—

【平成 22 年度】

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法上の根拠条文・理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
電子複写機の保守（1台）	支出負担行為担当官代理 越智 泉 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成22年 4月1日	石井事務機株式会社 高松市松福町2丁目4番8号	当該機器の保守業務を安定的に継続するためには専門的知識を必要とすることから公募により応募のあった者と契約（会計法第29条の3第4項）	—	予定調達総額 2,398,977円	—	0人	単価契約
複合機の保守（1台）	支出負担行為担当官代理 越智 泉 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成22年 4月1日	石井事務機株式会社 高松市松福町2丁目4番8号	当該機器の保守業務を安定的に継続するためには専門的知識を必要とすることから公募により応募のあった者と契約（会計法第29条の3第4項）	—	予定調達総額 1,566,268円	—	0人	単価契約
事務室の借入（8階・9階分）	支出負担行為担当官代理 越智 泉 四国行政評価支局 高松市松島町1丁目17番33号	平成22年 4月1日	株式会社トラステイ 神奈川県横浜市 南幸2丁目11番11号	8階分は、平成19年度に一般競争入札を実施し、契約したものであり、移転に伴う多額の費用負担及び業務中断等による影響を回避するため継続して契約 9階分は、当該場所（8階分と一体）でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるものとして、平成20年度から継続して契約（会計法第29条の3第4項）	—	13,164,480円	—	0人	—